

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日から当たるの翌日)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。  
この町の区域の新設及び字の区域の変更は、告示の日からその効力を生ずる。

平成四年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示  
町の区域の新設等（地方課）  
町等の区域の新設等（〃）  
保険医療機関等の指定（保険課）  
土地改良事業の認可（農村整備課）  
保安林の指定予定（森林保全課）  
土地収用法による事業の認定（管理課）  
土地区画整理法による換地処分（都市計画課）  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）

◇選管告示

選舉管理委員会の招集

告示

字の名称	区域を変更する
上余戸字向山	同上の区域（平成四年八月一日現在の地番による。）
上余戸字小山	上余戸字向山のうち五四八の一、五四八の一六から五四八の三二まで、五四八の三六から五四八の四二まで、五四八の四八から五四八の五一まで、五四八の五五、五四八の五八以外の区域
上余戸字奥小山	上余戸字小山のうち五四九の一、五四九の五、五五〇の三、五五一の二、五五一の三以外の区域

町及び字の名称	区域を変更する
若葉台南五丁目	同上の区域（平成四年五月十五日現在の地番による。）
生山字寺谷四四七の一、四四九の一、四四九の三五八六の一二、五八六の一八、五八六の二二から五八六の二四まで、五八六の二六、五八六の二八、五八六の二九生山字寺谷五八七の三一、五八七の三三、五八七の三五生山字長谷五九四の八	生山字寺谷四四七の一、四四九の一、四四九の三五八六の一二、五八六の一八、五八六の二二から五八六の二四まで、五八六の二六、五八六の二八、五八六の二九生山字寺谷五八七の三一、五八七の三三、五八七の三五生山字長谷五九四の八

鳥取県告示第八百十九号  
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三条第四項後段の規定による鳥取新都

市土地区画整理事業（六工区及び八工区）施行地区の換地処分の公告がなされた日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

生山字寺谷

生山字寺谷のうち四四四の二、四四四の三、四四七の一、  
四四九の一、四四九の三、五八六の七及び四四四の二、四  
四四の三、五八六の七と一体をなす国有地以外の区域

生山字大寺谷

生山字大寺谷のうち五八六の二、五八六の四から五八六の  
六まで、五八六の一、五八六の一八、五八六の二二から  
五八六の二四まで、五八六の二六、五八六の二八、五八六  
の二九以外の区域

生山字屏覆平

生山字屏覆平のうち五八七の一の一部、五八七の六から五  
八七の八まで、五八七の一八、五八七の二〇、五八七の二  
一、五八七の二四、五八七の三二、五八七の三三、五八七  
の三五以外の区域

生山字長谷

生山字長谷のうち三九三の一、三九八の一、三九九、五九  
四の一の一部、五九四の四、五九四の八、五九四の九、五  
九四の二〇の一部、五九四の三七、五九四の四四及びこれ  
らと一体をなす国有地以外の区域

生山字砥石場

生山字砥石場のうち四〇六の三の一部、四〇六の七の一部、  
四〇七の一、四〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以  
外の区域

医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第  
二条の規定により告示する。

平成四年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

早瀬医院 鳥取市川端五丁目一〇六 平成四年十月一日

白井眼科医院 鳥取市西町四丁目四二五 "

田中医院 鳥取市浜坂二丁目九一一五 "

よろず医院 鳥取市美萩野二丁目一一八一 "

岸田内科医院 鳥取市立川町二丁目二三七 "

上山整形外科医院 鳥取市湖山町東二丁目一〇三 "

庄司医院分院 鳥取市湖山町北一丁目五四七 "

野口内科医院 米子市上後藤七丁目五一二 "

周防内科医院 米子市河崎九八七 "

木下内科医院 米子市夜見町二一六〇 "

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基  
づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医  
療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

## 鳥取県告示第八百二十号

田医院	医療法人社団本	米子市八幡七〇三	本小兒科医院	倉吉市山根六三七一六
野田外科医院	明島産婦人科医	倉吉市堺町三丁目七三一	見医院	東伯郡北条町大字国坂七二〇
足立産婦人科医	倉吉市上井町二丁目一〇一七	"	"	"
院	倉吉市伊木二六二一	"	"	"
福嶋整形外科医	倉吉市西倉吉町二二一一〇	"	"	"
院	倉吉市新町三丁目二〇八一	"	"	"
森協耳鼻咽喉科	岩美郡国府町大字糸谷一一	"	"	"
森医院	五 岩美郡国府町大字中河原六八	"	"	"
森医院中河原分	一七 岩美郡国府町大字中河原六八	"	"	"
院	八頭郡河原町大字河原四八	"	"	"
岸医院	一五 八頭郡佐治村大字加茂六九二	"	"	"
井上医院	一六 八頭郡用瀬町大字用瀬四五七	"	"	"
荻原医院	九 八頭郡河原町大字長瀬七四一	"	"	"
田中医院大坪出	一 八頭郡郡家町大字大坪七一	"	"	"
張診療所	十五 気高郡青谷町大字青谷四四六	"	"	"
和順堂記念医院	十六 出張診療所下津黒二六	"	"	"

岡歯科医院	医療法人社団高	見医院	倉吉市瓦町七〇一	本小兒科医院	倉吉市山根六三七一六
永美歯科医院	吉井歯科医院	秋山歯科医院	米子市車尾八六八一三	上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四
木村歯科医院	あさくら歯科医	小山歯科医院	米子市車尾一二四四一三	辻歯科医院	米子市西福原六九四一五
井田歯科医院	灘尾歯科医院	灘尾歯科医院	米子市角盤町二丁目四二一一	院	米子市角盤町二丁目四二一一
木	小徳歯科クリニック	吉井歯科医院	倉吉市昭和町二丁目一七四	科	倉吉市昭和町二丁目一七四
村	ク	吉井歯科医院	倉吉市東城町一〇一	医	倉吉市東城町一〇一
歯	歯科	吉井歯科医院	境港市元町四一	療	境港市元町四一
科	クリニ	吉井歯科医院	境港市上道町一九八七一	法	境港市上道町一九八七一
牙	ック	吉井歯科医院	境港市小篠津町八六九一三	人	境港市小篠津町八六九一三
院		吉井歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一七一	本	岩美郡岩美町大字浦富一七一
		吉井歯科医院	八一二	小	八一二
		吉井歯科医院	日野郡日野町根雨四四八	兒	日野郡日野町根雨四四八
		吉井歯科医院	"	科	"
		吉井歯科医院	"	院	"
		吉井歯科医院	"	見	"
		吉井歯科医院	"	高	"
		吉井歯科医院	"	平	"

医療法人山崎医院	境港市相生町一一四	平成四年十月二日
医療法人福島医院	境港市中町九三	"
医療法人倉元内科医院	境港市外江町一七三三一一	"
医療法人社団圓道歯科医院	米子市東町二四一	"
木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三一	"
医療法人社団足立守歯科	境港市明治町八	"
有限会社岡田薬局	米子市上後藤五丁目一四一一	"
長谷川薬局	米子市富益町四四七七一二	"
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	平成四年十月四日
仲倉医院	倉吉市越殿町一五五一一一	平成四年十月五日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三一〇	平成四年十月六日
ナカムラ歯科医院	鳥取市大覚寺一七六一一二	"
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四一	平成四年十月九日
木村歯科医院	日野郡日南町下阿毘縁九一〇	平成四年十月十三日
井上皮膚科クリニック	米子市東町一三八	平成四年九月二十四日
荒木医院	境港市明治町一八九一一	平成四年十月一日

## 鳥取県告示第八百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（団体営土地改良総合整備事業四ヶ村堰地区暗きよ排水及び農業用用排水）を平成四年十月十二日認可したので、同法第四十八条第一項の規定により告示する。

平成四年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第八百二十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字中河原字太田四四二、四四四、四四五、四五六の  
一から四四六の三まで、字中土居四四九の一、気高郡青谷町大字奥崎

さくら薬局 米子市糺町二丁目九九

"

字家ノ空四七〇、四七一の二、四七二、四七三、四七五、字村廻り五八、大字亀尻字粟畑二一六、二一七、字下家ノ空五二二、五二五、五二九の二、八頭郡若桜町大字三倉字奥大口七七二の二、七七二の八、七七二の一五、七七四の三、七七四の五、七七四の六、字本谷一五四〇、一五四一の二、字中ノ谷一五四七から一五四九まで、一五五四から一五六六まで、一五六六の一、一五五七、大字若桜字古城谷一五二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一五三〇、字御構七九〇次一、郡家町大字姫路字上河原三七六、四〇六から四〇八まで

## 2 指定の目的

### 3 土砂の流出の防備

#### (一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 字太田四四五・四四六の二・四四六の三・字中土居四四九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(6) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(7) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字家ノ空四七〇、四七一の二、四七三、字村廻り五八

## 二 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字町屋字ロヲツ谷四三四、四三四の一、字畠山五七一の一、岩美町大字宇治字塚谷一三七から一三九まで、字小塚谷一六の六、氣高郡青谷町大字長和瀬字寺田六八九、六九一の一、鳥取市浜坂字清水ヶ谷一一〇八、一一〇九、字上ノ山ノ一一一六、猪子字下土居一八八、一八八次一

## 2 指定の目的

### 3 土砂の崩壊の防備

#### (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字清水ヶ谷一一〇八、字下土居一八八、一八八次一

### 3 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字笠見字大澤谷七九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字荻野七九二の一〇

## 2 指定の目的

### 3 土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 四 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡泊村大字園字西前二九、三一、三二、三四の二、三五、三六、三八、三九、四二の一、四九の一、五〇、五三から五八まで、六〇から六二まで、六四、六六、六七、字東屋敷八六の一、字魚見一二六の三、一二九、一三〇の二、一三一の二、一三二の二、一三三の二、一三四の二、三五、三六、三八、三九、四二の一、四九の一、五〇、五三から五八まで、六〇から六二まで、六四、六六、六七、字東屋敷八六の一、字魚見一二六の三、一二九、一三〇の二、一三一の二、一三二の二、一三三の二、一三四の二、一三八から一四〇まで、一四四から一四七まで、一四八の一、一四八の二、一五〇、一五一、一五四から一四七まで、一四八の一、一四八の二、一五〇、一五一、一五四から一六四まで、一六七から一七三まで、字天馬尾二八一、二八一の一、二八二、二八三、字要害六三六の一、六三六の二、六三七、六三八、六五六から六五八まで、六六一の二、六六二の二

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字西前二九、三一、三二、三四の二、三五、三六、三八、三九、四二の一、五〇、五三、五五から五八まで、六〇、六二、六六、六七、字東屋敷八六の一、字魚見一二六の三、一二九、一三〇の二、一三一の二、一三二の二、一三三から一三六まで、一三八から一四〇まで、一四四から一四七まで、一四八の一、一四八の二、一五〇、一五一、一五四から一六四まで、一六七から一七三まで、字天馬尾二八一、二八一の一、二八二、二八三、字要害六三六の一、六三六の二、六三七、六三八、六五六から六五八まで、六六一の二、六六二の二

## 鳥取県告示第八百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、抾伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## 一 起業者の名称

東伯町

## 二 事業の種類

東伯地区集落環境基盤整備事業・集落水辺環境整備「伊勢崎地区水辺公園」建設事業

## 三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東伯町大字楓下字新堤及び字紺屋新田並びに大

字中尾字中峯地内

2 使用の部分 東伯郡東伯町大字楓下字新堤地内

## 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯町役場

平成4年10月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

平成四年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成4年10月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成4年10月16日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 三 議題

- 1 不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定について
- 2 平成四年度市町村選挙啓発担当者研修会開催要領について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画地区計画の変更に係る図面の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。